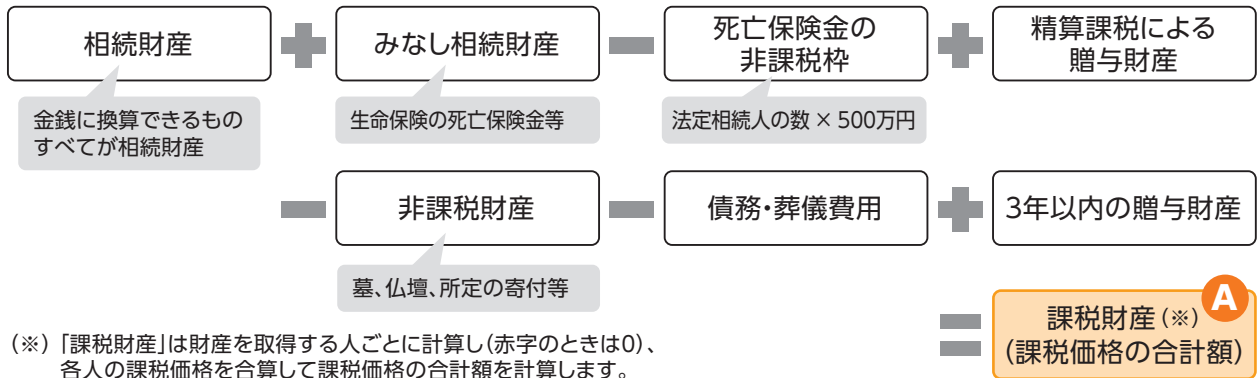


# 相続税・贈与税

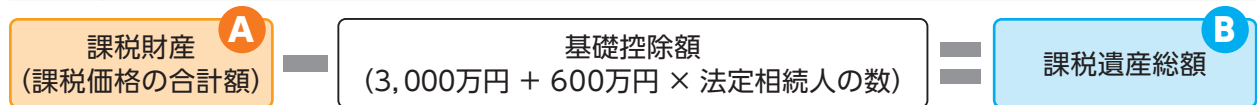
## 1. 相続税

### 相続税の計算方法

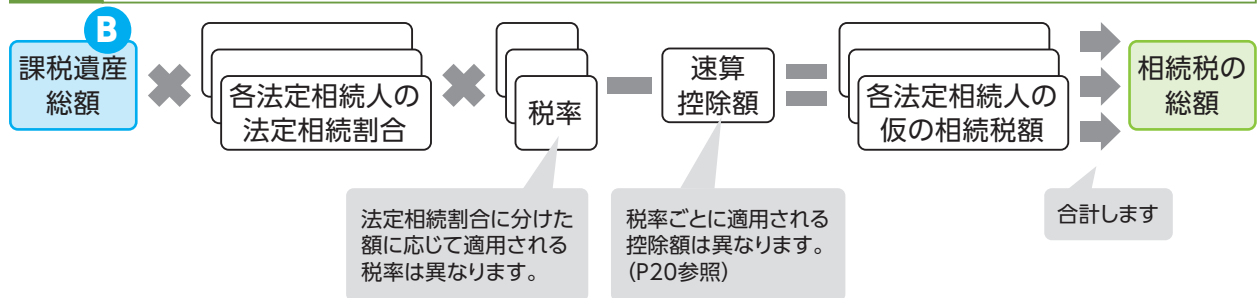
#### 1 課税財産 相続税の対象となる課税財産を算出します。



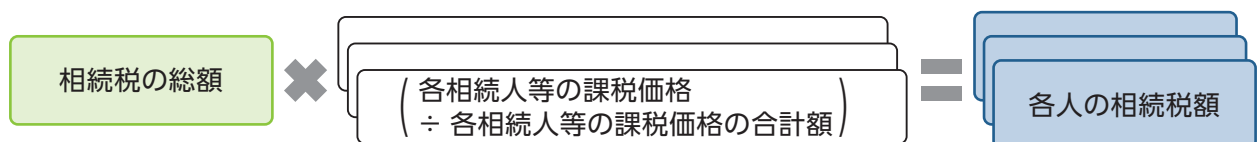
#### 2 課税される遺産総額 課税財産(課税価格の合計額)から基礎控除額を差し引きします。



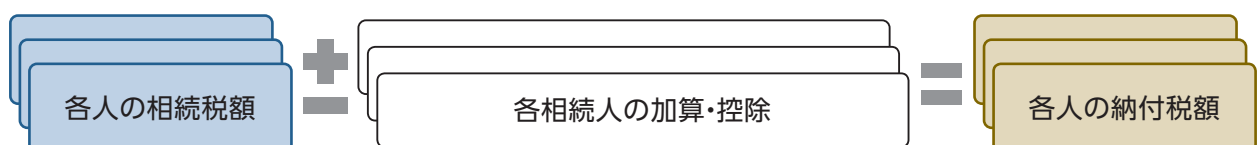
#### 3 相続税の総額 課税遺産総額を法定相続分通りに相続したと仮定して、各人の相続税額を算出します。そして算出した各人の相続税額を合計します。



#### 4 各人の相続税額 相続税の総額を実際に相続した割合で按分します。



#### 5 各人の納付税額 加算・控除される金額を求め、実際の納付税額を算出します。



## 相続税の速算表

法定相続分で分けた各相続人の取得金額		税率	控除額
	1,000万円以下	10%	0円
1,000万円超	3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超	5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超	1億円以下	30%	700万円
1億円超	2億円以下	40%	1,700万円
2億円超	3億円以下	45%	2,700万円
3億円超	6億円以下	50%	4,200万円
6億円超		55%	7,200万円

## 相続税の加算と減額

相続税には加算される場合や減額される場合があります。

### 相続や遺贈によって取得した財産（本来の相続財産）

相続税は原則として、死亡した人の財産を相続や遺贈(死因贈与を含みます)によって取得した場合に、その取得した財産にかかります。この場合の財産とは、現金、預貯金、有価証券、宝石、土地、家屋等のほか貸付金、特許権、著作権等金銭に見積もることができる経済的価値のある全てのものをいいます。

### そのほか相続税がかかる財産（みなし相続財産ほか）

次に掲げる財産も相続税法の規定等により相続税の対象となります。

- (1) 死亡退職金、被相続人が保険料を負担していた生命保険契約の死亡保険金等
- (2) 被相続人から生前に贈与を受けて、贈与税の納税猶予の特例を受けていた農地、非上場会社の株式や事業用資産等
- (3) 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税又は結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税の適用を受けた場合の管理残額(一定の条件を満たさない場合)
- (4) 相続や遺贈で財産を取得した人が、被相続人の死亡前3年以内に被相続人から財産の贈与を受けている場合(一定の特例を受けた場合を除きます)
- (5) 被相続人から、生前、相続時精算課税制度の適用を受け取得した贈与財産

### 小規模宅地等の特例（P34を参照）

#### （小規模宅地等の特例が適用になるには一定の要件を満たす必要があります）

個人が、相続又は遺贈により取得した財産のうち、その相続の開始の直前において被相続人等の事業の用に供されていた宅地等又は被相続人等の居住の用に供されていた宅地等のうち、一定の選択をしたもので限度面積までの部分については、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算上、一定の割合を減額します。

### 相続税の2割加算

被相続人から財産を相続した人が、次にあてはまる場合、その人が納付する相続税額には2割相当額が加算されます。

1親等の血族(父母または子)以外の者、配偶者以外の者

被相続人の養子となった孫

### 配偶者の相続税額の軽減

配偶者の税額の軽減とは、被相続人の配偶者が遺産分割や遺贈により実際に取得した正味の遺産額が、次の金額のどちらか多い金額までは配偶者に相続税はかからないという制度です。

(1) 1億6千万円

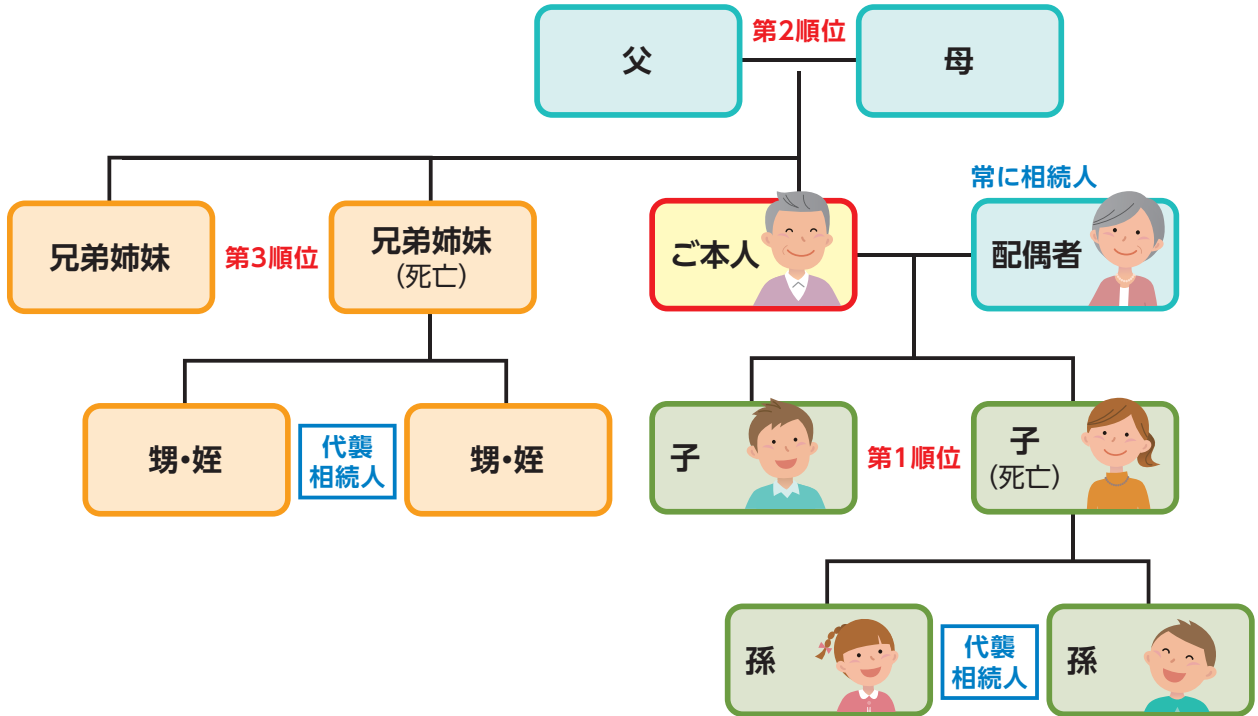
(2) 配偶者の法定相続分相当額

### 「贈与税額控除」(贈与財産の加算と税額控除)

相続等により財産を取得した人が、被相続人からその相続開始前3年以内(死亡の日からさかのぼって3年前の日から死亡の日までの間)に贈与を受けた財産があるときには、その人の相続税の課税価格に贈与を受けた財産の贈与の時の価額を加算します。また、その加算された贈与財産の価額に対応する贈与税の額は、加算された人の相続税の計算上控除されることとなります。

# 法定相続人と法定相続分

## 法定相続人の順位



## 法定相続分と遺留分

相続人	法定相続分		遺留分	
	配偶者	子	配偶者	子
配偶者と子	1/2	1/2	1/4	1/4
配偶者と父母	2/3	1/3	1/3	1/6
配偶者と兄弟姉妹	3/4	1/4	1/2	なし
配偶者のみ	全部		1/2	
子のみ	全部		1/2	
父母のみ	全部		1/3	
兄弟姉妹のみ	全部		なし	

子、父母、兄弟姉妹がそれぞれ複数人いる場合は、上記法定相続分をその人数で按分します。

## 相続に関する用語解説

### 法定相続分

民法が規定する各法定相続人が相続する遺産の割合のことです。遺産の分割は、実際には遺言や相続人の協議によって決まる場合が多いのですが、遺言がなかったり、相続人の協議がまとまらない場合には、家庭裁判所に「調停」・「審判」してもらうことになります。その場合は法定相続分が基準になります。

### 代襲相続

被相続人の子や兄弟姉妹が先に亡くなっている場合には、孫や甥・姪が相続人に代わって相続することになります。これを代襲相続といいます。

### 遺留分 (P36を参照)

一定の範囲の相続人に法律上最低限保障された相続財産の取り分のことです。生前贈与や遺言で遺留分を侵害していたとしても、その贈与や遺言は無効とはなりません。侵害された相続人は侵害した他の相続人等に対し、その侵害された部分を請求することができます。

\*遺留分の権利のある相続人は、法定相続人のうち、配偶者、子(あるいは子の代襲相続人)、父母等の直系尊属に限られます。兄弟姉妹(あるいは甥・姪)には遺留分が認められていません。

### 寄与分制度

被相続人の財産の維持・増加に特別に寄与した相続人は、その寄与に値する分を寄与分として遺産の中から取得することができる制度です。その価額は共同相続人の協議で決定し、まとまらない場合は寄与者の請求により家庭裁判所が定めます。

### 特別受益制度

被相続人から、婚姻・養子縁組のため、または生計の資本(住宅取得資金・事業資金等の生活の基礎として役立つ資金)としての生前贈与を受けた場合等、特別な利益を受けた相続人がある場合は、相続人の間で公平を図るため、その利益分を相続財産に加えて遺産分割を行う制度です。

「相続」について

「相続」への備え

相続税・贈与税

不動産

事業承継

参考情報

相続税・贈与税  
早見表

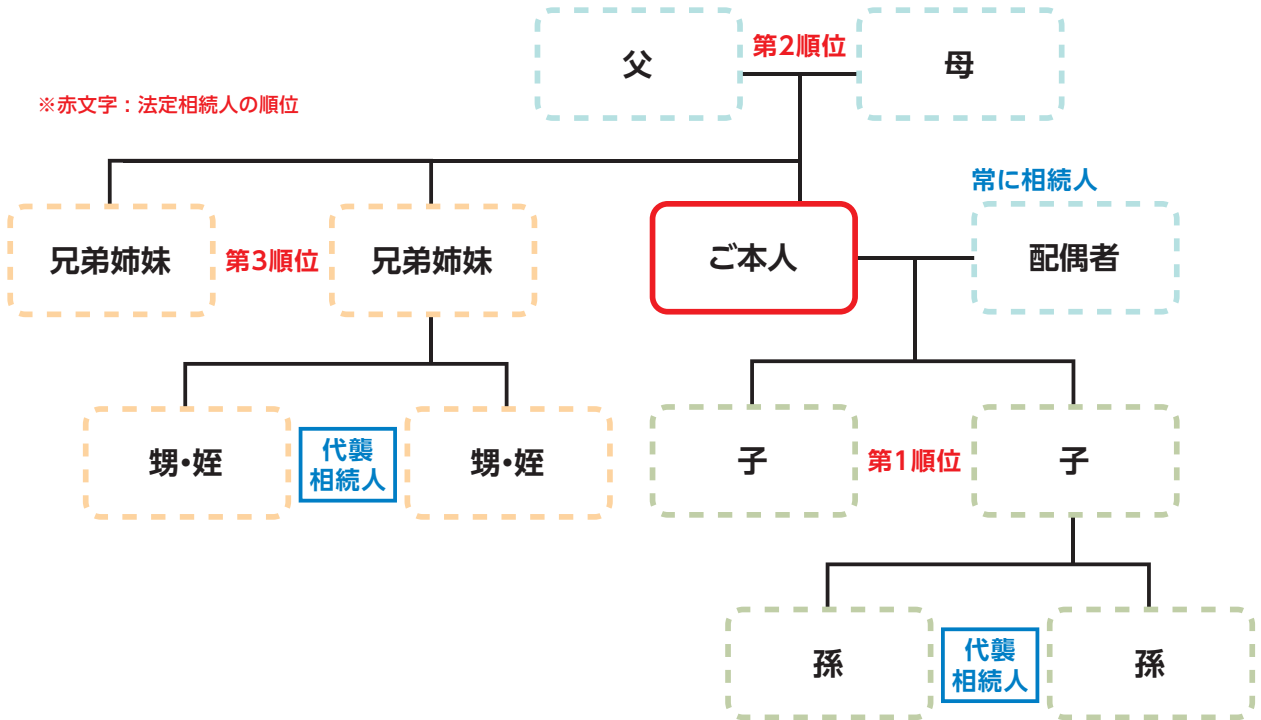
## 2. 相続税の算出 シミュレーション入力シート

気になる相続税について、どのくらいかかるのか  
現状を把握しながら確認してみましょう。

1

### 相続人を確認しましょう

■お客さまの家系図を作成してみましょう



■相続人の数と法定相続割合、遺留分を記入してみましょう(P21参照)

ご相続人

お名前	続柄	年齢	法定相続割合	遺留分

(推定)法定相続人の数

人

※推定相続人とは、現状のまま相続が発生した場合に相続人になると推定される人をいいます。  
※遺留分は兄弟姉妹(甥・姪)には認められていません。

## 2

## 財産の内容を確認しましょう

種類		内容	金額	備考
金融資産	預貯金 (投資信託含む)	京都銀行 / 支店		
	非上場株式 (自社株)			
不動産	自宅			
	自宅以外の不動産			
その他	ゴルフ会員権等			
	美術品等			
保険	生命保険			
	個人年金保険 (解約した場合の金額)			
財産合計				
債務	借入金・ローン		▲	
債務合計			▲	
相続財産(財産合計 - 債務合計)			万円★	

参考：一般に不動産の概算評価の方法は次の通りです。 土地：路線価 × 面積、建物：固定資産税評価額

## 3

## 相続税を確認してみましょう\*

### ① 死亡保険金の非課税枠の確認

$$500\text{万円} \times \text{法定相続人の数： 人} = \text{万円}$$

### ② 課税財産(相続財産から死亡保険金の非課税枠を差し引きます)

$$\text{万円} \star - \text{万円} = \text{万円} \text{ (A)}$$

[P37 相続税早見表へ](#)

### ③ 基礎控除額の確認

$$3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人の数： 人} = \text{万円}$$

### ④ 課税遺産総額(課税財産から基礎控除額を差し引きます)

$$\text{万円} \text{ (A)} - \text{万円} = \text{万円} \text{ (B)}$$

[▶ P19・20 相続税の計算方法へ](#)

※ 死亡保険金の非課税枠：契約者と被保険者が同一で、死亡保険金受取人が相続人である場合に適用され、実際の受取金額 < 非課税枠となる場合、実際の受取金額が非課税金額の上限となります。

※ 課税財産の算出に当たっては、債務および保険の非課税額のみを考慮した簡便な方法を利用しています。

※ 算出した各種金額は概算額となりますので、専門的な個別の税務の詳細および申告等につきましては、税理士等の専門家にご相談ください。



## 3. 贈与税

### 贈与税の申告について

**誰が？**

申告する方：受贈者（贈与を受けた方）

**何を？**

1月1日から12月31日までに贈与された財産を合計し、110万円の基礎控除を超える分について、申告します。

**いつ？**

贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までに申告・納付を行います。

**どこに？**

贈与を受けた方の住所を管轄する税務署

※納付が遅れた場合は、納期限の翌日から納付の日までの延滞税を合わせて納付する必要があります。

### 贈与の課税方式 「暦年課税」と「相続時精算課税」の2つがあります。

#### 暦年課税と相続時精算課税の比較

項目	暦年課税制度（暦年贈与）	相続時精算課税制度
贈与者（贈与をする人）	制限なし	贈与の年の1月1日において60歳以上の親または祖父母
受贈者（贈与を受ける人）	制限なし	贈与の年の1月1日において18歳以上の子または孫
控除額	受贈者1人につき年間110万円の基礎控除	贈与者ごとに複数年にわたり累積で2,500万円の特別控除
税率	10～55%の超過累進課税	一律20%
申告の要否	年間110万円以下なら申告不要	納税額が発生しない場合でも申告期限内に申告必要
長所	計画的な贈与で将来の相続税の税額軽減が可能 贈与の対象者に制限がない	まとまった財産を非課税または低い税率で一度に贈与できる
短所	年ごとの基礎控除額が少額 超過累進課税なので、 高額な贈与は税率が高くなる	親または祖父母が亡くなった時の相続税の計算上、 贈与財産を相続財産に加算 一度「相続時精算課税」を選択すると、以降「暦年課税」は選択できない 贈与財産の評価額が相続時に同じもしくは減少する場合は相続対策としてのメリットなし

#### 贈与税の配偶者控除

婚姻期間が満20年以上の夫婦間で居住用の不動産あるいはその購入資金を贈与した場合、贈与金額から2,000万円を控除することができます。

基礎控除と合わせると2,110万円まで贈与税がかかりません。

ただし、この特例の適用は、同じ配偶者からの贈与は一度だけとなっています。

ちなみに、夫婦間では暦年課税のみで、相続時精算課税を選択することはできません。

## 生前贈与を行う場合の注意点

生前贈与は相続税を軽減する有効な手段ですが、「贈与」したつもりが税務調査等で「贈与」を否認されることが多く発生しています。「贈与」と認められるためには贈与者と受贈者の間で合意している必要があり、贈与の事実を「贈与契約書」等により明確にしておくことが重要となります。

**生前贈与を行う場合には、以下のような点にご注意ください。**

### 1. 毎年贈与契約書を作成し、保管しましょう。

贈与契約書は、必ず作成しなければならないものではありません。

しかし、相続発生の際、財産の移転(親(祖父母)から子供(孫))の経緯を税務署に確認された場合、贈与契約書があった方が贈与の事実の証明が簡単です。

贈与を行った都度、贈与者と受贈者が署名押印しておき、保管しておくことで、後日でも、贈与事実を証明できます。

仮に未成年者に贈与する場合には、親権者(法定代理人)も署名・押印するようにしましょう。

### 2. 贈与税を納める場合には、受贈者が贈与税の申告・納付を行いましょう。

1年間の贈与を受けた合計額が基礎控除額の110万円を超える場合には、贈与税の申告をし、納付します。控えは必ず保管しましょう。

なお、贈与税の申告は、受贈者が贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日の間に行わなくてはなりません。

### 3. 定期金に関する権利の贈与とならないよう対策しましょう。

「定期金に関する権利の贈与」に該当する場合は、一括して贈与税が課税されます。

一定期間に毎年同額ずつ贈与することを贈与者と受贈者で取り決めた場合、1年ごとに贈与したのではなく、これを約束した初年度にまとめて定期金に関する権利(一定期間に毎年同額の贈与を受け取る権利)を贈与したものととして取り扱われます。

たとえば、10年間にわたり毎年110万円を贈与していた場合、初年度に1,100万円を贈与したものととして贈与税がかかります。

事前に複数年の贈与の約束はせず、贈与を行う都度、贈与契約書を作成することが必要です。

### 4. 相続開始前3年以内の贈与は、相続税の算出の際に課税対象に含まれます。

被相続人・贈与者が死亡した日(相続開始日)前、3年以内に贈与を受けた財産については、相続財産に持ち戻されて、相続税の計算の対象になります。

その際、すでに納めていた贈与税は相続税から控除されます。(相続等により財産を取得した人が対象)

生前贈与は、健康なうちから計画的に進めることが大切です。



## 4. 生命保険の税金

### 死亡保険金受取時

#### 契約形態と死亡保険金の課税

	契約者	被保険者	死亡保険金受取人	課税
1	A(例:夫)	A(例:夫)	B(例:妻)	相続税
2	A(例:夫)	B(例:妻)	A(例:夫)	所得税・住民税
3	A(例:夫)	B(例:妻)	C(例:子)	贈与税

#### 1. 相続税が課税される場合

契約者(保険料負担者)と被保険者が同一の場合、死亡保険金は「みなし相続財産」として遺産の総額に含まれ、「相続税」の課税対象となります。ただし、この形態の場合は「死亡保険金の非課税枠」という税法上の特典があります。

##### 「死亡保険金の非課税枠」

死亡保険金は「のこされた家族の生活保障」という大切な目的を持った資産ですので、一定額が非課税とされています。ただし、死亡保険金受取人が法定相続人の場合に限りです。

$$\text{死亡保険金の非課税枠} = 500\text{万円} \times \text{法定相続人の数}^*$$

※相続を放棄した相続人がいた場合でも「相続放棄がなかった場合」の人数となります。

ただし、相続放棄をした相続人が死亡保険金受取人である場合、相続放棄者が受け取る保険金に非課税枠の適用はありません。

#### 2. 所得税・住民税が課税される場合

契約者(保険料負担者)と被保険者が異なり、かつ契約者(保険料負担者)と死亡保険金受取人が同一の場合、死亡保険金は一時所得となり、所得税・住民税の課税対象となります。

課税対象となる一時所得の計算	一時所得の課税対象額 = {死亡保険金額 - 払込保険料合計額 - 特別控除(50万円)} × 1/2
----------------	--

※特別控除は他の一時所得と合算して年間50万円までとなります。

#### 3. 贈与税が課税される場合

契約者(保険料負担者)、被保険者、死亡保険金受取人がすべて異なる場合、死亡保険金は贈与税の課税対象となります。

※一般的に贈与税は、相続税に比べて税額が大きくなります。

贈与税の課税対象額	暦年贈与の場合、贈与税は、1年間(1月1日から12月31日)に受けた贈与の合計額から基礎控除額の110万円を差し引いた残りの額に対して課税されます。
-----------	--

### 各種給付金の受取時

生存していて、災害・ケガや疾病が原因で受け取る「給付金」(入院給付金、手術給付金、がん診断一時金等)は非課税となります。

生命保険から支払われるものには、「保険金」と「給付金」があります。

一般的に、保険金は死亡保険金や満期保険金等主たる保障で1回のみ支払われるものを指し、給付金は入院給付金や手術給付金等複数回支払われる可能性のあるものを指します。

なお、生存給付金や健康祝い金等については、受け取った年の「一時所得」となります。

満期保険金(「養老保険」と「学資保険」等)は契約形態によって一時所得(所得税)か贈与税の課税対象となります。

#### 外貨建商品について

外貨建商品についても、保険料・解約返戻金・死亡保険金・年金等の各種税務は、円建商品と同様の取扱いになります。

円への換算	対象	税務区分	換算基準日	換算時の為替レート
	一時払保険料	—	保険料受領日	T T M
	解約返戻金	所得税(源泉分離課税)	解約計算基準日	T T B
		所得税(一時所得)		T T M
	死亡保険金	所得税(一時所得)	被保険者が死亡された日	T T M
		相続税・贈与税		T T B
	年金	所得税(雑所得)	毎年の年金支払日	T T M

※特約等により円での入金(または受取)を行う場合は、入金額(または受取額)がそのまま円換算額となります。

※TTMとは、対顧客電信売相場(TTS)と対顧客電信買相場(TTB)の中間の値を指します。

## 契約者変更時

契約者変更時の課税は、契約の形態、変更のタイミングにより対象となる税金の種類が変わります。

### 契約形態と契約者変更時の課税

	契約者	被保険者	課税
1	A (例：夫) (生前) ⇒ B (例：妻)	A (例：夫)	変更時点では課税発生せず
2	A (例：夫) (死亡) ⇒ B (例：妻)	B (例：妻)	相続税

### 1. 契約者が生前のうちに契約者変更が行われた契約の場合

契約者が生前のうちに契約者変更が行われた場合、変更時点では課税は発生せず、その後の「旧契約者の死亡」や「契約消滅(保険金支払や解約)」等の際に課税が発生します。

### 2. 契約者(≠被保険者)死亡による契約者変更

契約者の死亡によって相続人が新しい契約者となった場合は、相続発生時点の解約返戻金相当額\*が「生命保険契約に関する権利の評価額」として相続税の課税対象になります。

※解約返戻金額のほか「配当金」や「前納残高」も含まれます。

## 解約時

### 1. 一般的な保険商品の場合

保険契約を解約して契約者が受け取る解約返戻金は、一時所得として所得税・住民税の課税対象になります。

課税対象となる  
一時所得の計算

一時所得の課税対象額 =  
{解約返戻金額 - 払込保険料合計額 - 特別控除(50万円)} × 1/2

※特別控除は他の一時所得と合算して年間50万円までとなります。

### 2. 税務上「金融類似商品」とみなされる保険商品の場合

「金融類似商品」に該当する保険契約については、解約返戻金額(または満期時受取額)と払込保険料合計額の差額が20.315%\*の源泉分離課税の対象となります。なお、課税関係はこの源泉徴収のみで完結します。

「金融類似商品」(一時払変額年金保険や一時払養老保険等)とは、次のア～ウの要件をすべて満たす商品をいいます。

ア、普通死亡による死亡保険金が満期保険金と同額以下、かつ災害死亡等により支払われる保険金が満期保険金の5倍未満であること  
イ、「一時払で保険料を支払う場合」または「初年度に保険料総額の50%以上または契約日から2年以内に保険料総額の75%以上を支払う場合」

ウ、保険期間等が5年以下、または5年超のものでも契約日から5年以内に解約をした場合

源泉分離課税額の計算

源泉分離課税額 =  
(解約返戻金額等 - 払込保険料合計額) × 20.315%\*

※2037年12月31日までは復興特別所得税が含まれ、20.315%となります。

## 支払調書の発行

保険会社は、保険金等を支払う際に「支払調書」を税務署に提出するよう定められています。

**提出基準** 支払内容および課税対象となる税金の種類で区分すると以下のようになります。

支払内容	税金の種類	提出の基準	提出期限
一時金 (満期保険金、 死亡保険金、 解約返戻金、 祝金等)	所得税 (一時所得)	一回の支払金額が100万円(配当金を含まない)を超える場合 ※解約の場合、既払込保険料合計額が解約返戻金額以上で、契約者に支払う場合は提出の省略が認められています。	支払が確定した日が属する年の翌年の1月31日
	相続税・ 贈与税	支払われる保険金額が100万円(配当金を含まない)を超える場合	一時金を支払った日が属する月の翌月の15日
年金	所得税 (雑所得)	その年中の年金の支払金額が20万円を超える場合 ※契約者と年金受取人が異なる場合は、支払金額にかかわらず提出されます。	支払が確定した日が属する年の翌年の1月31日

2018年1月1日以降の契約者変更が対象となります。

(2015年度税制改正、「契約者変更が行われた契約」に関する(支払)調書の提出基準が新たに設けられています)

対象	対応
死亡による契約者変更が行われた場合	「死亡による契約者変更情報」および「その時点の解約返戻金相当額等」を記載した調書を提出
契約者変更が行われた契約で、保険金等が支払われた場合	「保険金等の支払い時における新契約者の払込保険料等」を支払調書に記載